

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	2,480円	3,940円	5,750円	830円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	2,232円	3,546円	5,175円	720円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	248円	394円	575円	747円
	サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助	4. 利用料金		1,810円	2,230円	
	5. うち、介護保険から 給付される金額		1,702円	2,007円	
	6. サービス利用に係る 自己負担額（4-5）		181円	223円	
通院等乗降介助	7. 利用料金	1回（通院等片道）につき		980円	
	8. うち、介護保険から 給付される金額	1回（通院等片道）につき		882円	
	9. サービス利用に係る 自己負担額（7-8）	1回（通院等片道）につき		98円	

注）厚生労働大臣が定める基準に適合した介護職員処遇改善計画に基づき、介護職員の賃金処遇に適切な措置を講じている場合には、月額介護保険料その他加算を含めた料金の13.7パーセント相当額を加算いたします。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、表

の利用料金の30%が割り引かれます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆新規に訪問介護計画を作成したご利用者さまに対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が訪問した場合200単位が加算される。

☆ご利用者さまやそのご家族さまからの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた場合に居宅サービス計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合100単位が加算される。

☆体制要件、人材要件、重度介護者等対応要件の3つのうち2つ以上該当する場合は特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）として10%～20%の加算とする。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）\*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	2,480円	3,940円	5,750円	830円
	20分以上45分未満	45分以上		
生活援助	1,810円	2,230円		
通院等乗降介助		1回につき	980円	

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%

・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆訪問介護養成研修 3 級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の 30%が割り引かれます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

### （3）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区において、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費をいただきます。

実施区域を越えた地点より 1 kmにつき 20 円